

長井市監査委員告示第2号

定例監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、下記のとおり定例監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

令和5年5月29日

長井市監査委員 飯澤 常雄

長井市監査委員 勝見 英一朗

記

1 監査の範囲 令和4年度（令和4年4月～令和5年3月）の一般会計にかかる財務事務及び関連事務の執行状況

2 監査の期日及び監査対象課

年 月 日	監 査 対 象 課
令和5年5月29日（月）	教育総務課 学校教育課 （長井南中学校・長井北中学校含む）

3 監査の結果

提出された関係書類、帳簿等を審査した結果、予算の執行等の財務に関する事務は長井市財務規則等に基づいて概ね適正に執行されているものと認められるが、学校教育課については、個人情報を含む文書の管理について、適切に情報公開区分を記載するよう留意を求めた。